

# 公益社団法人日本ボート協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

TEL : 03-3481-2326 FAX : 03-3481-2327

URL : <http://www.jara.or.jp>

JARA 発第 26-109 号

平成 26 年 10 月 14 日

日本ボート協会加盟団体各位

公益社団法人日本ボート協会  
医科学委員会  
(公印省略)

## 未成年競技者におけるドーピング検査実施に関する親権者同意書の取得について

2015 年 1 月 1 日から施行される世界アンチ・ドーピング規定において、競技大会主催組織が未成年競技者の親権者よりドーピング検査実施に関する同意書を取得することが求められました。これに伴い、日本ボート協会ならびに都道府県協会においても、ドーピング検査対象となりうるすべての未成年競技者について、親権者同意書の取得が必要となりました。

各団体で行っていただく手続きについては、以下の通りです。

### <2014 年 10 月～12 月>

1. 1 月 1 日時点で 20 歳未満の全選手をリストアップします。2 月生まれの 19 歳や故障リストに入ってマネージャーをしているなど登録を省略できる例が存在しえますが、その判断は各団体に委ねます。

2. 以下の二つの書式をダウンロードします。

([http://www.playtruejapan.org/code/members\\_form/](http://www.playtruejapan.org/code/members_form/))

a. [未成年競技者親権者の同意書\(Word\)](#) または、[未成年競技者親権者の同意書\(PDF\)](#)

b. [親権者同意書提出一覧\(Excel\)](#)

(JADA (日本アンチ・ドーピング機構) > 規程 / 書式 / 資料 > JADA 加盟団体用書式 > 未成年競技者親権者の同意書 > 親権者同意書提出一覧)

3. 以下の書式例に沿って記載してください。

a. の「未成年競技者親権者の同意書」には、親権者・競技者の直筆の署名が必要です。

b. の「親権者同意書提出一覧」は、できるだけ電子的に記入をお願い致します。

# 公益社団法人日本ボート協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

TEL : 03-3481-2326 FAX : 03-3481-2327

URL : <http://www.jara.or.jp>

a. 「未成年競技者親権者の同意書」記載要領

公益社団法人 日本ボート協会 御中

## 同意書

私、【親権者氏名】 は、【20歳未満の競技者】 (以下「甲」)

の親権者として、甲を含む公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」)に加盟している競技団体に登録するすべての競技者に、世界アンチ・ドーピング規程、国際基準、及び日本アンチ・ドーピング規程(以下「日本アンチ・ドーピング規程等」といいます。)が適用されることを理解します。

更に、JADA ウェブサイト <http://www.playtruejapan.org/>の『U20 未成年同意書』にて日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続(以下「ドーピング・コントロール手続」といいます。)等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲へ当該内容を指導した上で、甲がドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、日本アンチ・ドーピング規程等が随時更新されることも理解します。

本同意は、甲が満20歳となるまで有効とし、本人が20歳になるまでの間に親権者が私以外にかわった場合には遅滞なく私から貴協会に通知し、新たな親権者から同意を得ることを誓約します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2015年1月1日に効力発生予定の日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18歳未満を未成年(Minor)として扱うものとし、18歳、19歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

平成26年 月 日

### 【親権者】

住所： \_\_\_\_\_

自署： \_\_\_\_\_ 印

上記内容について確認致しました。

### 【競技者】(甲)

住所： \_\_\_\_\_

自署： \_\_\_\_\_ 印

※当書面に記載された個人情報、ドーピング・コントロール手続目的以外では使用いたしません。

# 公益社団法人日本ボート協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

TEL : 03-3481-2326 FAX : 03-3481-2327

URL : <http://www.jara.or.jp>

## b. 「親権者同意書提出一覧」記載要領

	A	B	C	D	E	F	G
1		公益社団法人 日本ボート協会	御中				
2		平成26年度				〇〇県 〇〇ローイングクラブ	
3							
4							
5	20歳未満競技者の親権者同意書提出一覧						
6		氏名(50音順)	氏名(かな)	親権者氏名	生年月日	同意書提出日	種目
7	1						記載不要
8	2						
9	3						
10	4						
11	5						
12	6						
13	7						
14	8						
15	9						
16	10						
17	11						

4. 「未成年競技者親権者の同意書」と、「親権者同意書提出者一覧」を日本ボート協会事務局あてに郵送してください。「未成年競技者親権者の同意書在中」などと表書きします。

郵送先：〒150-8050 渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内 日本ボート協会事務局

5. 「親権者同意書提出者一覧」を都道府県協会事務局にも郵送してください。

郵送先：所属する都道府県協会事務局 (<http://www.jara.or.jp/jara/h26prefectures.html>)

6. 「親権者同意書提出者一覧」をメール送信します。必ず郵送したものと同一ものを送信してください。

メール送信先：[kyogi@jara.or.jp](mailto:kyogi@jara.or.jp) タイトル：「親権者同意書提出者一覧〇〇ボートクラブ」

(手書きでしか作成できない団体は、6. を省略して結構です。)

7. 「親権者同意書提出者一覧」を各団体で保管します。

# 公益社団法人日本ボート協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

TEL : 03-3481-2326 FAX : 03-3481-2327

URL : <http://www.jara.or.jp>

## <2015年1月以降>

1. 新規に未成年者を選手登録する際は、「未成年競技者親権者の同意書」と、「親権者同意書提出者一覧」を記載します。一度提出した選手については原則として不要です。

2. 「未成年競技者親権者の同意書」と、「親権者同意書提出者一覧」を都道府県協会事務局あてに郵送してください。「未成年競技者親権者の同意書在中」などと表書きをお願いします。

郵送先: 所属する都道府県協会事務局 (<http://www.jara.or.jp/jara/h26prefectures.html>)

3. 「親権者同意書提出者一覧」を、メール等で都道府県協会に送信します。

2015年1月以降は、都道府県協会ごとに「親権者同意書提出者一覧」を取りまとめます。

4. 日本ボート協会、都道府県協会では、未成年選手の大会エントリーに際して「親権者同意書提出者一覧」を確認します。同意書が取れていない選手は、エントリーに際して同意書の提出が必要です。これをドーピング検査対象大会において適用します。

### ●同意書の取得対象範囲:

ドーピング検査の対象となる可能性のある、20歳未満の競技者。

[対象競技者例] 検査対象大会に出場する可能性がある未成年競技者。

ジュニア・ユース等を含む、代表チームの合宿に参加するレベルの未成年競技者。

日本の大会に出場する外国人選手につきましては、当該外国人選手が国籍を持つ国の法律における未成年の定義が適用されると解されます。当該国の法律で未成年である場合には、当該国の法律における親権者による同意書への署名が必要となります。

### ●ドーピング検査手続

同意書については、20歳未満を未成年として判断されます。

2015年1月1日より施行される世界アンチ・ドーピング規程では、18歳未満が未成年として定義されています。そのため、ドーピング検査手続においては、18・19歳は成人として、18歳未満は未成年として手続が実施されます。